

Tax Report

「経済危機対策」としての 税制における改正点



- 1 「経済危機対策」における税制上の措置
- 2 自動車重量税の減免
- 3 環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度



1 「経済危機対策」における税制上の措置

1 税制改正のねらい

最近の社会経済情勢を踏まえて、需要不足に対処する観点から、平成 21 年及び平成 22 年において直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度を創設するとともに、平成 21 年度及び平成 22 年度において試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例を設け、あわせて交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ等の措置を講ずることになりました。

2 税制改正の内容

1 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度正

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に、その年 1 月 1 日において 20 歳以上である者が、自己の居住の用に供する一定の家屋の新築若しくは取得又は自己の居住の用に供する家屋の一定の増改築（これらとともにするこれらの家屋の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。）のための資金をその直系尊属（父母、祖父母など）からの贈与により取得した場合には、当該期間を通じて 500 万円まで贈与税が非課税となりました。

暦年課税の場合

改正前

年間 110 万円

改正後

住宅取得資金を直系尊属（父母、祖父母など）から贈与により取得した場合

$$\begin{array}{r} \text{基礎控除} \\ 110 \text{ 万円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{非課税額} \\ 500 \text{ 万円} \end{array} = 610 \text{ 万円}$$

基礎控除と 500 万円の非課税枠が上乗せされ 610 万円まで贈与税がかからないことになります。

相続時精算課税の場合

相続時精算課税制度は、一定額までの財産にかかる贈与税の支払を、とりあえず相続時まで繰り延べする制度です。繰り延べ分は相続税と合算して精算することになります。

改正前

父母から贈与により取得した場合には、特別控除と住宅資金特別控除額の合計分、つまり、

$$\begin{array}{r} \text{特別控除} \\ 2,500 \text{ 万円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{住宅資金特別控除額} \\ 1,000 \text{ 万円} \end{array} = 3,500 \text{ 万円}$$

が控除され、それを超える部分に一律 20% の贈与税を納税し、その後、親が死亡した時に、生前の贈与分を相続財産に加えて相続税額を計算し既に支払った贈与税分を除いて納税することになります。

住宅資金特別控除額は住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合の特例が適用された場合に限り、

改正後

3,500 万円の控除額に加えて、500 万円の非課税枠が加算されるので、

$$\begin{array}{r} \text{特別控除} \\ 2,500 \text{ 万円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{住宅資金特別控除額} \\ 1,000 \text{ 万円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{非課税額} \\ 500 \text{ 万円} \end{array} = 4,000 \text{ 万円}$$

が贈与財産から控除され、それを超える部分に一律 20% の贈与税を納税し、その後、親が死亡した時に、生前の贈与分を相続財産に加えますが、非課税枠の 500 万円分については控除して相続財産に加算され相続税額を計算することになります。

相続時精算課税と暦年課税の有利不利

【設例】

父の総財産 8,000 万円のうち 5,000 万円を住宅資金として子が贈与を受けた場合（相続人は母と子 2 人とします。）

暦年課税

今回の改正では、従来の 110 万円に 500 万円が上乗せされるので、

$$5,000 \text{ 万円} - 610 \text{ 万円} = 4,390 \text{ 万円}$$

に対し税金がかかります。

税額は、

$$4,390 \text{ 万円} \times 50\% - 225 \text{ 万円} = 1,970 \text{ 万円}$$

となります。

この場合、父が死亡した場合の 3,000 万円に対する相続税は課税されません。

相続時精算課税制度の場合

改正後は 4,000 万円控除できるので、

$$5,000 \text{ 万円} - 4,000 \text{ 万円} = 1,000 \text{ 万円}$$

に対し 20%の税金がかかります。

$$1,000 \text{ 万円} \times 20\% = 200 \text{ 万円}$$

が課税されることとなります。

そして父が死亡した場合、相続時精算課税制度適用の場合には、

相続財産 3,000 万円 + 贈与時の財産 (5,000 万円 - 500 万円) = 7,500 万円
 に対して相続税が課税されます。

あくまで 500 万円は非課税枠なので、5,000 万円から 500 万円が控除されること
 となります。基礎控除 7,000 万円を控除すると、500 万円に対して相続税 10%が課
 税されますから、約 50 万円の相続税が課税されることとなります。そこから既に支払
 った 200 万円が控除されますから約 150 万円還付されることとなります。

贈与税及び相続税総額で考えると、設例では暦年課税の場合、

$$\text{贈与税 } 1,970 \text{ 万円} + \text{相続税 } 0 \text{ 円} = 1,970 \text{ 万円}$$

となり、相続時精算課税の場合、相続税が 50 万円となるため、相続時精算課税制度が
 非常に有利となります。

なお、祖父母から住宅資金の贈与をうけた場合には、原則として相続時精算課税制度
 は適用できませんので、暦年課税しか選択の余地はありません。

2 試験研究を行った場合の特別税額控除制度の特例

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度、特別試験研究費に係る特別税額控除制度及
 び中小企業技術基盤強化税制について、以下のように改正されました。

(1) 平成 21 年度及び平成 22 年度に開始した事業年度の特例

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度における税

額控除の適用を受けることができる限度額を当期の法人税額の 100 分の 30 (現行 100 分の 20) 相当額に引き上げとなります。

<p style="text-align: center;">現行の限度額 法人税額 × 20%</p>	<p style="text-align: center;">改正後の限度額 法人税額 × 30%</p>
--	---

(2) 平成 23 年度に開始した事業年度の特例

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成 21 年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとなります。この場合にも繰越控除の適用を受けることができる限度額は、法人税額の 100 分の 30 相当額となります。

(3) 平成 24 年度に開始した事業年度の特例

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成 21 年度又は平成 22 年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることができるようになりました。この場合も限度額は、法人税額の 100 分の 30 相当額となります。

(1) から (3) までの措置の改正に伴い、一事業年度において複数の法人税の特別税額控除制度の適用を受けることができる場合には、これらの特別税額控除制度による控除税額の合計額のうち、当期の法人税額を超える部分の金額は、繰越税額控除限度超過額として繰越控除できます。

<p style="text-align: center;">現行の取扱い 控除限度超過額は 翌期の法人税額から 控除する。</p>	<p style="text-align: center;">改正後の限度額 平成 21 年と平成 22 年の 控除限度超過額は 平成 24 年度までの法人税額から 控除できる。</p>
--	---

3 交際費等の損金不算入制度

(1) 改正による投資時点で受けられる優遇措置

交際費等の損金不算入制度について、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である法人について従来は 400 万円までの定額控除限度額が定められていましたが、今回の改正により 600 万円まで引き上げることになりました。

尚、この改正は平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用されることとなります。

2 自動車重量税の減免

1 要件

平成 21 年度税制改正において自動車重量税・自動車取得税の特例措置により減免されることになりました。

1 特例措置の対象となる車両

電気自動車立 3 年未満の中小企業者であること

天然ガス自動車

- A) 車両総重量 3.5 t 以下...低排出ガス車定制度(平成 17 年基準値)により低排出ガス車認定 75%低減レベル()を受けている自動車
- B) 車両総重量 3.5 t 超.....低排出ガス車認定制度(平成 17 年基準値)により低排出ガス車認定 $NO \times 10\%$ 低減レベル(重量車 ($NO \times$))を受けている自動車

プラグインハイブリッド自動車

ディーゼル自動車

- A) 車両総重量 3.5 t 以下...平成 21 年自動車排出ガス規制に適合している自動車(クリーンディーゼル乗用車)
- B) 車両総重量 3.5 t 超
 - a) 平成 21 年度自動車排出ガス規制に適合しているもので、かつ重量車燃費基準を達成している自動車
 - b) 低排出ガス車認定制度(平成 17 年基準値)により低排出ガス車認定 $NO \times$ 又は $PM10\%$ 低減レベル(重量車 ($NO \times$ 又は PM))を受けているもので、かつ重量車燃費基準を達成している自動車

ハイブリッド自動車

- A) 車両総重量 3.5 t 以下...低排出ガス車認定制度(平成 17 年基準値)により低排出ガス車認定 75%低減レベル()を受けているもので、かつ燃費基準を + 25%以上達成している自動車
- B) 車両総重量 3.5 t 超.....低排出ガス車認定制度(平成 17 年基準値)により低排出ガス車認定 NOx 又は PM10%低減レベル(重量車 (NOx 又は PM))を受けているもので、かつ重量車燃費基準を達成している自動車

低燃費かつ低排出ガス認定自動車

- A) 低排出ガス車認定制度(平成 17 年基準値)により低排出ガス車認定 75%低減レベル()を受けているもので、かつ燃費基準を + 25%以上達成している自動車
- B) 低排出ガス車認定制度(平成 17 年基準値)により低排出ガス車認定 75%低減レベル()を受けているもので、かつ燃費基準を + 20%以上達成している自動車
- C) 低排出ガス車認定制度(平成 17 年基準値)により低排出ガス車認定 75%低減レベル()を受けているもので、かつ燃費基準を + 15%以上達成している自動車

燃費基準

ガソリン自動車・LPG自動車：平成 22 年度、ディーゼル自動車：平成 17 年度

重量車燃費基準

平成 27 年度

2 減免内容

対象車両	重量税	取得税	
		新車	中古車
電気自動車（燃料電池自動車を含む）	免税	免税	2.7%軽減
天然ガス自動車 A) 車両総重量3.5 t以下： B) 車両総重量3.5 t超：重量車（NOx）	免税	免税	2.7%軽減
プラグインハイブリッド自動車	免税	免税	2.4%軽減
ディーゼル自動車			
A) 車両総重量3.5 t以下 平成21年度排ガス規制適合 （クリーンディーゼル乗用車）	免税	免税	1.0%軽減* （平成21年10月1日から 0.5%軽減）
B) 車両総重量3.5 t超			
平成21年度排ガス規制適合かつ重量車 燃費基準達成	75% 軽減	75% 軽減	3.5 t～12 t：2.0%軽減* 12 t超：2.0%軽減* （平成21年10月1日から 1.0%軽減）
重量車（NOx又はPM） かつ重量車燃費基準達成	50% 軽減	50% 軽減	軽減措置なし
ハイブリッド自動車 （下記A以外でも b）、c）に該当する場合があります）			
A) 車両総重量3.5 t以下： かつ 燃費基準+25%	免税	免税	1.6%軽減（常用者等） 2.7%軽減（バス・トラック）
B) 車両総重量3.5 t超 重量車（NOx又はPM）かつ 重量車燃費基準達成			
低燃費かつ低排出ガス認定自動車			
a) かつ燃費基準+25%	75% 軽減	75% 軽減	30万円控除*
b) かつ燃費基準+2096	50% 軽減	50% 軽減	15万円控除*
c) かつ燃費基準+15%	軽減	軽減	

自動車重量税は税額の減免

自動車取得税は非課税又は税率の軽減

（中古車欄の軽減率は、自家用5%、軽・営業用3%に対する軽減率）

（中古車欄の控除額は、取得価額からの控除額）

自動車取得税の軽減対象車のうち*の中古車は平成22年3月31日までの措置

3 環境対応車への買い換え・購入に対する補助

1 制度の趣旨

環境性能の良い新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と景気対策を効果的に実現することを目的としています。

2 補助対象車と補助金額について

古い車を廃車して一定の環境性能を有する車を購入する場合、または古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた車を購入する場合に補助金が交付されます。

乗用車（登録車・軽自動車）及び重量車（トラック・バス等）について、以下の対策を実施します。

経年車の廃車を伴う新車購入補助

最初の登録等から 13 年に達した古い車を廃車して、一定の環境性能を有する新車を購入する者に対する補助。

乗用車（登録車・軽自動車）

車齢 13 年超車から平成 22 年度燃費基準達成車：登録車 25 万円、軽自動車 12.5 万円

重量車（トラック・バス等）

車齢 13 年超車から新長期規制適合車：小型（GVW3.5 t クラス）40 万円、中型（GVW8 t クラス）80 万円、大型（GVW12 t クラス）180 万円

新車購入補助（経年車を廃車しない場合）

古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた新車を購入する者に対する補助。

乗用車（登録車・軽）

排気ガス性能 4 かつ平成 22 年度燃費基準 + 15% 以上：登録車 10 万円、軽自動車 5 万円

重量車（トラック・バス等）

平成 27 年度燃費基準達成車かつ NOx 又は PM + 10% 低減：小型（GVW3.5 t クラス）20 万円、中型（GVW8 t クラス）40 万円、大型（GVW12 t クラス）

90万円

平成21年4月10日にさかのぼって適用されます。

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金、低公害普及促進対策費補助金など国による他の補助制度と重複して補助金を受け取ることはできません。

3 経年車(13年超車)を廃車し、新車を購入する場合

最初の登録等から13年に達した古い車を廃車して、一定の環境性能を有する新車を購入した者に対して行われる補助金制度です。廃車の日は、販売店(ディーラー)等引取業者に廃車の意思表示をし、販売店等から廃車の引取を証する書面の交付を受けた日です。

廃車する車は、それまで1年間以上申請者が使用していたことが求められます。購入した新車は、購入後1年以上使用することが求められます。

新車の登録等と廃車の順序は問いませんが、3ヶ月以内に両手続きが行われている必要があります。

1 新車と廃車の定義

新車とは平成21年4月10日から平成22年3月31日までに新車新規登録(登録自動車)または新車新規検査届出(軽自動車)された自動車のことです。

現金購入のみならず、ローン、割賦・クレジットにより購入されたものも対象となります。リース、レンタルに供する車として購入されたものも対象となります。

廃車とは上記期間に顧客が販売店(ディーラー)等の引取業者に自動車リサイクル法に基づく「使用済自動車」として引き渡した、車齢13年に達した自動車のことで、顧客が廃車の意思表示し、使用済自動車として引取業者に引渡し、廃車の引取を証する書面の発行を受けたものです。

2 車齢13年の考え方

車齢13年の考え方は、廃車する車の初度登録日(軽自動車は初度検査日)です。ただし、13年車検を受検することを求めるものではありません。

車齢が13年に達する直前の車を廃車して新車を購入する場合、新車の新規登録(届出)時に、廃車する自動車の初度登録(検査)年月日から、購入した新車の新規登録(届出)日までの期間が、13年以上であれば対象となります。

新車登録（届出）後に廃車する場合は、廃車する車の初度登録（検査）年月日から、当該廃車を引取業者に引き渡した日までの期間が13年以上であれば対象となります。

なお、軽自動車については、初度年月日が特定できない（年または年月は特定できるものの、日が特定できない）ものが存在します。その場合、車検証の交付日、軽自動車税申告書、保管場所標章番号通知書、初期点検記録簿、自賠責保険証明書等で年月日が確認できる場合は当該年月日とし、これらにより確認できない場合は、検査証に記載されている年月日で初度検査が行われたものとして計算します。

3 廃車と廃車の使用期間について

廃車については、使用済自動車として引き渡した日より前に1年間以上申請者が使用していたことが求められます。

新車については、新車新規登録日または新車新規検査届出日より1年間以上の使用が求められます。違反すると補助金を返納いただくことになります。なお、事故等により新車を滅失した場合は返納の必要はありません。

尚、新車の登録等と廃車の順序は問われませんが、新車の登録等と廃車の引き渡しの手続きが3ヶ月以内でなければなりません。

4 新車に求められる環境要件

乗用車については燃費性能、重量車については排気ガス性能が以下基準を満たしている必要があります。

乗用車	燃費性能	:	平成22年度燃費基準達成車
重量車	排ガス性能	:	新長期規制適合車

尚、乗り換えについては、乗用車間、重量車間における乗り換えについては認められていますが、乗用車から重量車、トラックからバス等、使用目的が著しく異なる自動車への乗り換えについては認められていません。

4 新車購入補助

古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた新車を購入する者に対して補助します。購入した新車は、購入後1年以上使用することが求められます。

1 新車に求められる環境要件

乗用車、重量車ともに燃費性能及び排気ガス性能が以下のとおり求められます。

乗用車	排気ガス性能 4 かつ平成 22 年度燃費基準 + 15%以上 ディーゼル車については平成 17 年度燃費基準となります。
重量車	平成 27 年度燃費基準達成車かつNO _x 又はPM + 10%低減

2 福祉車両について

環境性能の良い自動車を改造した一部の福祉車両等についても、買い換え・購入補助の対象となります。これらの制度等は8月中旬頃までに実施される見込みです。4月以降に登録等が行われた自動車についても、制度の開始時（平成 21 年 4 月 10 日）から適用されます。

3 申請手続きについて

補助金の申請者は新車の購入者です。申請者は直接または販売店（ディーラー）を經由して審査機関に申請書を提出します。申請から補助金の交付までは数週間程度と予定されています。リースやレンタカーは、リース会社、レンタカー会社が申請します。